

馬場ひでゆきの活動日誌

No.32

今回は、連合委員会です。連合委員会は、4つの常任委員会が合同で開催される委員会のことです。

形式的には「委員会」ですが、合同により全議員で構成されるため、質疑は議場で行われます。

質疑の対象は、各委員会で議論が十分に尽くせなかった（新潟県議会の独自用語で「乾いてなかった」という）事項とされています。

私は、学校給食の無償化（日誌29参照）、臨時免許状の交付（日誌31参照）を取り上げて知事に質問しました。

ここでは、誌面に限りがありますが、臨時免許状の交付の問題についてご紹介します。



part 4

6月定例会（議会）

連合委員会ダイジェスト ＜臨時免許状の交付手続＞

これが6月議会報告の最後です

●臨時免許状授与の基準を明確にするべきだ。

（馬場）臨時免許状（以下「臨免」といいます）の授与は、授与権者である教育委員会が、教育職員検定で行うとされているが、実質的には形式的な書類審査のみで行われている。授与の基準を明確にするために、受検者の適否を判定するについて授与の基準に係る要綱を定めるべきと考えるが、どうか？

（佐野教育長）臨免の授与にあたっては、学力、人物、実務の評価を適切に行うなど、一定の質の確保は必要であると認識している。

他方で、臨免は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限って授与するものであるため、授与の基準を法律で必要とされるもの以上に高めることで、臨免授与対象者の減少を招き、現場における教員不足が一層深刻化することが懸念される。

いずれにせよ、両者のバランスを考慮した上で検討していきたい。

●教員不足の深刻化？意味不明じゃないですか？

（馬場）臨免授与対象者の減少を招くという回答の意味が、私には理解できない。

法律は、「教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う」とだけ規定している。これで、臨免の交付ができてしまう。簡単すぎるのではないか。

私がこだわるのは、臨免が簡単な手続きで授与されることを保護者、生徒が知れば、その教員で大丈夫かと不安になるだろうし、授与される本人も、保護

者や生徒を不安にさせることは本意ではないはず。受検者の減少を招くなんてことを考えるのはおかしい。他県でも要綱を作成しているではないか。再度、教育長の所見を伺う。

（佐野教育長）都道府県のうち6県が要綱を作成しているが、いずれも法律で要求されている以上の内容を定めている。

免許状の授与の方法

学士の学位等＋教職課程の履修⇒正規の免許状

校長の申請＋県教委の許可⇒臨時の免許状

↑これっておかしくないですか？

また、手続きについては、現状では、学校現場の校長が対象となる人物を評価して県教委に申し出ている。教育委員会はそれに基づいて審査している。やり方が妥当かどうかは検討するが、今は現場の校長の評価を信頼して配置している。

（馬場）新潟県は、臨時教員予定者すらいらないという人材枯渇状態だ。教員志願者も減っている。学校教員を確保しないと一層現場は疲弊する。ただし、その場しのぎを続けるべきではない。現場の教育体制はしっかり整えるべきだ。臨免の交付にも明確な基準が必要、そういう意図で質問した次第である。



私の推し本その13

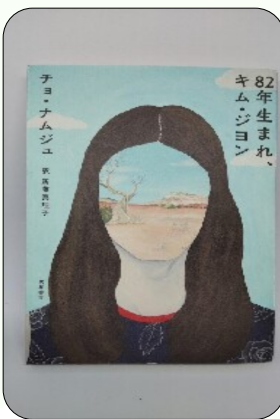
チョ・ナムジュ著 訳・斎藤真理子
「82年生まれキム・ジョン」(筑摩書房)

現代韓国を生きる女性キム・ジョン(1982年生まれ)が、生活や労働の現場での女性差別、女性嫌悪の体験により傷つき、精神に変調をきたすという物語だ。フィクションでありながら、韓国の現代史が随所に盛り込まれ、現代韓国を知る手がかりにもなる。

親は、子が生まれると同時に男の子を女の子より大切に扱ったり。大学を出ても就職の条件は圧倒的に男性が優位だったり。結婚すれば女性が退職を余儀なくされたり。こういう韓国の事情がキム・ジョンの体験を通して淡々と綴られていく。なんだ、まったく日本と同じじゃないか。

すごいのは、こういう不合理な扱いを受けた時のキム・ジョンの感情の微細な動きが丁寧に表現されていることだ、その一つ一つが読んでいて自分にぐさっと突き刺さる。そして、この物語ではすべて男は冷たくて救いようのない傍観者として描かれる。

たしかに、屈辱的な扱いを受けた女性の気持ちって、どの程度自分は受けとめていたのだろうか。そんなことを考えながら読んでいくと、つくづく自分が情けなくなってくる。



令和4年度の臨時免許交付件数 (NHK調べ)

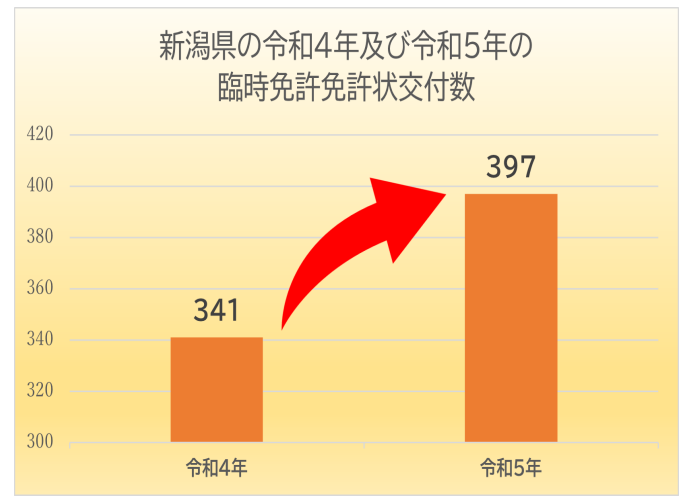
順位	県名	件数
1位	埼玉県	1073
2位	福岡県	904
3位	鹿児島県	704
4位	京都府	513
5位	広島県	493
6位	宮崎県	426
7位	栃木県	424
8位	和歌山県	391
9位	岡山県	358
10位	新潟県	341
~~~~~		
17位	石川県	226
25位	富山県	169
47位	長野県	8

二つ目は、学校教員として働いた経験のない人が全体の46.1%になること(ただし、教育支援員、保育園勤務などの現場経験ある人たちも含む)だと言っている。

●臨時の質問のきっかけは、ある住民の方からいただいた「現場の経験のない人が教員になっているけど大丈夫？」という疑問でした。  
ネットで調べてみると、NHKの記者が昨年5月に作成した、「臨時」増加についてのレポートが見つかりました。これによれば、令和4年の新潟県の臨時免許交付件数は全国10位でした。ただし、よくみると、1〜9位の中には、県人口が新潟県以上の都道府県もあります。教員人口を分母にした割合を算出すれば新潟県はもっと上位に位置するのではないかと思います。また、手続きについても調べました。上記の情報提供者によ

れば、履歴書を提出後一〜二日で免許が下りたというのです。ネットで検索したところ、臨時の交付にあたっては、その採用基準について要綱を定めている県が複数あることがわかりました。  
では、新潟県はどのような手続きで臨時を交付しているのだろうか。こういう疑問が自然に湧きました。  
●そこで、委員会当日に質問をぶつけました。そうすると、新しい事実が次々と明らかになりました(日誌No.31参照)。一つ目は、臨時の交付件数について、令和4年度が341件、令和5年度が397件、1年で56人増加していること。

# 臨時免許状の交付問題 質問を終えての感想



三つ目は、選考過程についての細則や要綱がないこと。結局、学校教員の未配置が、臨時免許状の交付を受けた教員によって補われている実態が明らかになりました。  
●県教委の教員の人員についての方針は、今後少子化が進行し、学級数減、教員数減少になることを見込んで、正規教員の数を絞り込む、そして、正規教員の不足を臨時教員で補うという方針だったものと思われま

す。しかし、教員志願者が減少してきたことから、正規の免許状を持った臨時教員の候補者すらいなくなってしまう(日誌No.31参照)。それを乗り越える方策が臨時免許状の交付による教員確保というわけです。しかし、志願者減少(教員多忙化)の理由にメスを入れずに、その場しのぎの対策を続けても、教育現場は一層疲弊し、教育の質の低下を招くだけと思われま

す。県庁や議会にもっと現場の声を届けましょう。

発行責任者：馬場ひでゆき事務所  
住所 新潟県上越市本町3丁目3番3号  
ダイヤパレス高田武番館2階  
電話 025-546-7110  
ファックス 025-546-7666  
メール kengi-bahideyuki@wind.ocn.ne.jp